

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和４年３月２２日（火） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時４５分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成 する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １２名 法第１８条による委員数 ２７名
欠席委員	岩瀬 正則委員、岩井 和男委員、近藤 正俊推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、鶴見事務局次長、近藤事務局課長、杉浦係長、 松井主査、市川主査、細井主査、
議事録署名者	９ 太田 良子 委員 １１ 山村 京子 委員

会議の記録

午後 2 時 3 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 9 太田 良子委員 1 1 山村 京子委員

また、欠席者は 7 岩瀬 正則 委員 8 岩井 和男 委員

3 近藤 正俊 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 9 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 9 号議案、農地法第 3 条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号 1 3 ～ 1 5 の計 3 件です。

申請内容は、売買が 3 件です。譲受人の理由は、農耕に精進するためが 2 件です。農業経営規模の拡大を図るためが 1 件です。譲渡人の理由は、後継者がいないためが 1 件、相手方の要望によるためが 2 件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 9, 4 5 3 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 1 0 号議案 農地法第 4 条の規定による申請について及び日程第 3 第 1 1 号議案 農地法第 5 条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 1 0 号議案 農地法第 4 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3及び4の2件です。転用行為別に見ますと、農業用倉庫が1件、駐車場が1件です。面積につきましては、田1, 714㎡です。

続きまして、日程第3第11号議案農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号19から31の13件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が7件、駐車場が4件、店舗・駐車場及び資材置場が1件、粘土採掘場及び通路兼作土置場が1件です。面積につきましては、田13, 873㎡、畑1, 849㎡、合計15, 722㎡です。

このうち農地法第4条による申請、受付番号3につきましては、別冊の資料で説明します。右肩に【日程第2第10号議案資料】とある資料をご覧ください。

今回の申請は、転用する者が所有する農地において農業用倉庫を建築するもので、申請日は令和4年3月7日、同日農業委員会受付となっております。

申請地の詳細につきましては、後程説明いたします。

転用計画者は、資料のとおりです。本案件の目的について、転用者は●●地区を中心に農業を営んでおり、平成29年に申請地の隣接地にライスセンター業務と耕作車両の一部を移転し操業しております。近年●●地区の農地の集約を進め経営面積が約43ヘクタールとなり、農業用車両及び農業用機器が増え、繁忙期には現状の施設では格納が困難であり、また、車両等を隣接地以外にも分散し格納しているため、本申請地に農機具格納庫としての農業用倉庫を建築し、それらを格納することで、経営の拠点に機能を集約でき効率的な農業ができることで本計画を検討するに至りました。事業期間につきましては、令和4年4月20日から着工し、令和4年8月31日に完成する計画となっております。申請地の位置は資料2ページ、隣接する土地の地目は3ページをご覧ください。土地利用計画については、4ページをご覧ください。敷地全体の土地利用計画図となっており、施設の利用計画図が5ページとなっています。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界部分には擁壁を設置し、隣接地への土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水計画について、汚水雑排水は発生せず、雨水については敷地中央に集水桝を設置し、配水管を經由し南東の用悪水路に排水させる計画となっております。農地区分は、農用地、いわゆる色地となりますが、令和3年2月に農用地利用計画変更申出をし、3月に農業用施設用地となっております。

立地基準は、農用地利用計画において指定された用途、つまり農業用施設の用途に供するために行われるものであり、許可基準については、「許可できる」です。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資

力があると判断しております。

説明案件を含む15件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、先ほどの説明案件のほか、資料6ページの受付番号24、7ページの受付番号31となっております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、3月14日に、岩瀬正則委員と大見由紀雄委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第12号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第12号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号4及び5の2件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田6,173㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第13号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議しますので、御承知ください

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5第13号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1頁目の「令和4年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和4年4月15日公告分」をご覧ください。

新規に設定する面積が、48万6,788.99㎡、期間満了による更新の面積が、165万5,843.99㎡、合計214万2,632.98㎡です。

農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、4月15日付けで公告させていただきます。

なお、農地中間管理機構によるもの、畑・樹園地利用促進制度によるもの及び農地利用集積円滑化事業による利用権設定面積は、今回の公告案件を含め3月15日時点で、2,361ha（昨年同時期2,319ha）となります。これにより利用権による農地集積率に換算しますと約64.92%（昨年同時期64.27%）となります。

2頁目から5頁目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、中尾充紀委員に関する事項から審議いたしますので、中尾充紀委員は退席していただきます。

それでは、中尾充紀委員に関する集積計画は3ページ目の表の上から5人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、中尾充紀委員に係る集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。中尾充紀委員は入室してください。

続きまして、山村京子委員の同居親族が所属する農事組合法人高棚営農組合に関する事項から審議いたしますので、山村京子委員は退席してください。

それでは、山村京子委員に関係する集積計画は3ページ目の表の一番下の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、山村京子委員に関係する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。山村京子委員は入室してください。

続きまして、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関する事項について審議いたしますので、神谷誠委員は退席していただきます。

それでは、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関係する集積計画は4ページ目の表の上から一人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、神谷誠委員に関係する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷誠委員は入室してください。

続きまして、鶴田晃康委員に関する事項について審議いたしますので、鶴田晃康委員は退席していただきます。

それでは、鶴田晃康委員に関係する集積計画は4ページ目の表の上から7人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、鶴田晃康委員に関係する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鶴田晃康委員は入室してください。

続きまして、鈴木貴士委員に関する事項について審議いたしますので、鈴木貴士委員は退席していただきます。

それでは、鈴木貴士委員に関係する集積計画は4ページ目の表の上から8人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、鈴木貴士委員に関係する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に関する事項について審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に関係する集積計画は4ページ目の表の下から10人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、都築英治委員に関係する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に関する事項について審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席していただきます。

それでは、杉浦和彦委員に関係する集積計画は4ページ目の表の下から7人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、杉浦和彦委員に関係する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。杉浦和彦委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める有限会社林ファームに関係する事項につきまして審議いたします。よって議事参与の制限の対象が議長となりますので、職務代理者の太田千尋委員に議長を交代し、私は退席いたします。太田委員よろしくお願いします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める有限会社林ファームに関する集積計画は5ページ目の表の上から4人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

了承の声がありますので、林茂樹委員に関する集積計画は議案通り決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。林茂樹委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を省く集積計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

全員異議なく了承。

□ 日程第6 第14号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第6第14号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

議案1頁目の「令和4年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和4年4月15日公告分」をご覧ください。

今回は、利用権設定等促進事業による権利の設定及び移転となります。期間満了による利用権更新の面積が、1,544㎡、所有権の移転による面積が、1,411㎡、合計2,955㎡です。

このうち、所有権の移転によるものについて説明いたします。3ページ目をご覧ください。

これは、令和3年11月8日に●●様からあっせんの申し出があったもので、土地の買受候補者に対しあっせん委員の杉浦正紀委員があっせんを行い、あっせん順位1番目の●●様より買受希望の旨がありました。申出者と買受者でお話しいただき、あっせんが成立しました。

このあと、所有権移転の手続きを進めていただくことになりますが、今回は、農用地利用集積計画により所有権移転を進めますので、ご審議をお願いします。

今回作成した農用地利用集積計画の内容が、安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、4月15日付けで公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第3号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第7 報告第3号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1から35の35件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が14件、駐車場の設置が9件、住宅及び倉庫の建築が3件、事務所及び倉庫の建築が1件、店舗の建築が1件、共同住宅の建築が2件、資材置場の設置が1件、倉庫の建築が1件、車庫の建築が1件、店舗兼事務所及び駐車場が1件、納屋の建築が1件です。

面積は、田5,525.05㎡、畑6,402.31㎡の合計11,927.36㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号12から37の26件です。転用行為別にみますと、店舗の建築が1件、住宅の建築が12件、車庫の建築が1件、分譲住宅が3件、駐車場の設置が2件、住宅用地が1件、共同住宅の建築が2件、店舗付住宅の建築が1件、分譲宅地用地が1件、住宅及び倉庫の建築が1件、宅地造成が1件です。面積は、田3,435㎡、畑4,262.47の合計7,697.47㎡となっております。

補足ですが、今回の届出の大部分が桜井区画整理地区内であり、すでに現場は農地以外に変わっていますが農地法の届出がされていなかった状態です。桜井

区画整理の換地処分に伴い適法な状態にするために届出がされました。

今後同程度の届出件数になります。

続きまして、買受適格証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 2 の 1 件です。面積は、畑 2 0 1 m²です。強制競売にかけられた農地の所有権を取得したい場合に裁判所の入札に参加するために買受適格証明書が必要となりますので、前回の申請と同じ土地となります。

最後に、農地法第 1 8 条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 2 2 から 2 9 の 8 件です。解約事由別にみますと、自作するため 1 件、売却するため 6 件、収用のため 1 件です。面積は、田 1 万 4 千 7 6 . 4 1 m²となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について、次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る 2 7 号計画の策定について

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載しているのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも関連いたしますが、先月 2 1 日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中のものです。

これらの申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業明治用水西井筋地区及び中井筋地区の受益地となっておりますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

法令上の規制としてその事業の完了後、8 年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっておりますが、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与すると認められることを市の計画において定めれば、例外として農用地区域から除外することができるようになります。

今回の 5 案件につきましては、優良農地の保全を図るため、計画的な土地利用を進めるもの、また、農村集落の維持・拡大や若者等を地域に定住させるための居住環境整備等につながるものであると言え、地域の農業の振興に寄与すると

考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させて頂いております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農用地利用計画変更申出について

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

続きまして、農用地利用計画の変更申出の総括表及びその関連資料としまして、1,000㎡以上の案件をまとめた資料をご覧ください。これは、令和4年2月に申出のありました、農用地利用計画の変更申出の総括表になっております。

今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が31件、40,103㎡、農用地の用途区分変更が1件199㎡でした。

除外の目的別に見ますと、農家住宅の建築が1件、分家住宅の建築等が17件、駐車場が2件、資材置場が3件、その他福祉施設や店舗等が8件の合計31件の申し出となっています。

それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については事前に資料を送付しておりますのでご確認ください

なお、現地調査につきましては、3月14日月曜日に、大見由紀雄委員と岩瀬正則委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 違反転用農地に係る指導について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 ページ、資料1をご覧ください。

これは、定例会にて、違反転用農地に対する指導方法についてご意見をいただき、その後、事務局で検討しました。その結果として、今後の取組み（案）を提案しますので、ご協議をお願いするものです。

まず、1. 現在の取組みでございますが、2ページをご覧ください。

これは、7月定例会にてご説明した農地パトロールの内容です。2ページ中段の（2）実施の対象のうち、②違反転用農地ですが、基本的には、農業振興地域内の農用地を対象に現場調査しています。ただし、農業振興地域以外においても、違反転用農地が判明した場合には、それらについても指導対象としています。続いて、（3）スケジュールと手順ですが、10月1日付けで、不耕作地及び違反転用農地の指導対象となった農地所有者に対して、指導文書を送付しております。その後に改善されていない場合には、農業委員、推進委員の方々に是正指導を行っていただいているというのが、現在の取組みです。

1ページに戻りまして、2. 現在の取組みにおける成果です。令和元年度から3年度までの過去3年分を掲載しております。上段に不耕作地、下段に違反転用農地を記載しております。

指導対象の筆数は、不耕作地、違反転用ともに、例年100筆前後あります。その筆数のうち、期間中に改善された筆数の割合を改善率として、太字の括弧書きで記載しております。不耕作地は、指導により、例年60%前後が改善される一方で、違反転用については、ほとんど改善されていない結果となっております。現在の取組みでは、違反転用者に対する指導文に、「違反転用をしているままでは、農地の取得、農地転用許可等において、許可が下りない等の影響が出る」旨を記載し、伝えておりますが、なかなか改善が見られないというのが実情です。

続きまして、3. 他市町の取組みですが、3ページをご覧ください。

西三河の市町に対し、違反転用農地に係る取組みをお聞きしました。問1は、違反転用農地に対し、どのような方法で指導しているか。

問2は、指導の頻度はどれくらいか、問3は、誰が指導しているか、問4は、指導していない場合、その理由はなぜか、問5は、県へ報告しているか、問6は、県への報告は、どのような案件か、問7は、どれくらい改善されているか、問8は、独自の取組みはあるか。を聞き取りしました。

まず、問1、違反転用農地に対する指導方法ですが、安城市では、指導文の送付のみでなく、委員による電話、直接訪問をしていただいております。他市町では、指導文の送付のみの自治体もありますが、指導文と電話、直接訪問などを合わせた対応が多くみられます。

次に、問2、指導の頻度ですが、安城市では、問1の取組みを改善されるまで年1回程度、行っております。他市町では、安城市と同様の取組みをしている自治体がある一方で、西尾市、幸田町のように違反転用農地と判断したときの1回

のみという自治体も見受けられます。

問3、誰が指導をしているか。についてですが、安城市では、農業委員、推進委員の方々にもご協力をいただいているのですが、他市町では、事務局のみが多くみられます。

そして、問7に飛びますが、問7、どれくらい改善されているか。については、ほとんどの自治体でほとんど改善されていない。という回答が多くあります。幸田町、みよし市の回答では、改善されていると回答をいただいておりますが、みよし市に事情をお聞きしたところ、違反転用されて間もない案件に対して、指導しているということで、新規の違反転用農地は、改善されているとのことでした。1ページに戻りまして、以上を踏まえ、4. 今後の取組み(案)を作成しました。本日は、今後の取組み(案)に対しご意見をいただきたいと思います。

まず、指導方法ですが、現在の取組みとしては、農業委員、推進委員により指導対象の農地所有者に電話、直接訪問、また、事務局との連名による指導文を送付しております。

今後の取組み(案)としまして、基本的な姿勢は変更しないようにしたいと考えていますが、原則として、電話、直接訪問、指導文による指導とし、「ただし、数年前から違反転用農地の状態が継続し、その後の変化が見られない場合は、指導文のみの対応とする。」としてはどうかと考えます。

ただし書きの判断は、各地域の委員の方と相談させていただきたいと思います。

次に、指導文の送付回数は、年2回とし、周知を強化してまいりたいと思います。

その他として、「周辺の農地環境に明らかに悪影響を及ぼす場合は、個別対応とする。」としたいと考えております。

説明としては以上でございます。違反転用農地に対する指導について、ご意見をいただきたいと思います。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○太田 和孝推進委員

質問の中身としましては、1ページの4今後の取組みの指導文の送付回数年2回ということですが、現行ですと、1度点検してますが、この2回のタイミングは改善しているかどうかを確認したうえで出すとなると、動きが発生するんですけど、無条件で出すのか、よくわからないですが説明をお願いします。

○杉浦係長

基本的には、不耕作地を2回目に予定している1月末を予定したいと思っております。

○林会長

1月の分を増やすということですか。

○杉浦係長

1月は不耕作地のみ指導文を出しておりますが、そこと合わせて違反転用に関しても出していきたいと思います。今年度2回とした時に、1月から3月まで時間がかかってますのでその間どうするか検討させていただきたいと思いますが、基本的には改善されてないことが多いと思いますので、もし改善されている状態であるよというのであれば、教えていただければ除きたいなと思っておりますし、事務局の方でも動きがあるのを確認できましたら、そういう所ははずして指導文を出していききたいなと考えております。

○杉浦 正紀推進委員

違反転用なんですけど、基本的にはほとんど変わらないのに1回を2回にしたところで、何か効果があるということで2回にするわけですが、正直言って変わらないことが多いのを前提に2回にしても手間がかかるだけで、意味がないのではと思うのですが、そのへんはどうですか。

○杉浦係長

効果としては変わらないかもしれませんが、違反転用があることを周知徹底するということを優先しております。

○杉浦 正紀推進委員

それなら今まで通り1回でいいんじゃないですか。わざわざ2回にすることによってどんなメリットがあるか疑問です。ある意味、手間のデメリットが多いように思えます。

○杉浦係長

確かに、現地確認等手間が多少増えるとは思いますが、農地を適正に利用していただくことを前提に考えますと、指導はしつこいようではあるんですけどもしていきたいというところですね。

○杉浦 正紀推進委員

すごくよく分かるんですけど、現実ほとんど変わらないのに、1回を2回にしたことによって何か変わると思うから2回にするわけですよ。変わると思う考え方を教えてください。

○林会長

話の中では、変わる変わらんではなくて、本人が1回だと紙が来ただけで終わってしまうけど、自覚を求めるために2回にしたらどうだという話で、2回にするという話だね。

○杉浦 正紀推進委員

しつこいんですけど、毎年来てても変わらないのに、それが2回来たところで現実変わるとは自分は思えないんですけど。そのへんについてどうなのかなということを聞きたいです。2回やってるからやってるということ言うために2回やるのか、変わると思うために2回やるのか、そのへんが正直毎年毎年1回送られても変わらない人が変わるとは思えないです。それを変えようと思うなら、指導文ではなく、もっと別な方法を考えた方がいいのではと思います。

○杉浦係長

今言われた別の方法というのは、例えば県に報告いたしまして、県の方から指導を仰ぐというのもあるのかなと思います。別の方法で県に報告してやろうと思いますと、そういう案件は多数ありますので全てまわらないと現実もありまして、県も受け入れを渋られるというところがあります。

やはり、杉浦委員が言われるように、1回を2回にしたところで、変わらないんじゃないかということも懸念されるんですけども、事務局としてやってますよというだけでなく、意識を変えていただくために、しつこいと思われても仕方

ないと思いますけど、是正なのかなと思います。相手が嫌がるのかもしれませんが、委員としてもそれが負担になるのかもしれませんが。

○林会長

すぐに変わる場所は少ないと思います。ただ、もし相続とか色んな事になった時に、こういうもの来てたなって思えば、それによって変わる場所もあると思います。

○杉浦 正紀推進委員

だから、1回出してるんだから、それを2回にするメリットがあるのかということを行っているわけで、出さないと出すでは全く違うと思うんですけど、それを2回にするなら別の方法の方がいいのではないかとやっているんですけど、そういうことならそれでいいです。

○大見 由紀雄委員

今、杉浦委員がおっしゃることはよくわかります。本来は、違反転用の方にはもっと踏み込むべきだと思うんですね。諸般の事情で踏み込んでいけないということで、文書を年に1回という取り扱いになったと思うんですけど、やはり予防として新しい対策も必要なわけですね。いわゆる何十年も違反転用で商売やってみえる方が実際ありますね。面積で言うと約7ヘクタールの数字が出てますけど、我々農地パトロールの際に私も現地に行って、その方に話をして是正できるか方法を一緒に考えて何とか交渉をするんですけど、なかなか具体的な改善がないということで、違法は違法ですから農地法違反、農振法違反、そういったことですから、その認識は事務局から強く持ってもらわないと困るというお話もありましたけども、本来は農業委員、推進委員がもっと踏み込んで指導しなくてはいけないというのが本来の姿だと思います。そのへんには限界もありますので、少しでもプレッシャーをかけていかないと、次から次にこういう方が出てくる可能性が増えてしまうと思います。

それと先ほどの表にもありましたように、みよし市は都市化がすごく進みますので、違反が多くて、その中でも、事務局から話もありましたけど、塩漬けになってからだと、とても難しいと私も思うんですね。早期発見、早期解決というのは、違反転用の解決の決め手だということをみよし市が表していると思います。

そういった意味で、新しく違反転用が出てきた時に、そういう対策が必要だということなのですが、新しく違反転用する方が出てこないために長く違反転用をしていた方にどういう対策をとるのかということを真剣に考えないと、次から次に出てきてしまう可能性があるわけですね、そういった意味で牽制球を投げる必要はあるのではないかと私は思います。

以上です。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

まず、「1 農業委員会活動記録簿集計表の提出について」は、5ページの、資料2をご覧ください。

昨年8月の定例会において、農業委員会活動記録簿の作成をお願いするとともに、そのために必要な資料を配付させていただきましたので、皆様には日々の活動を記録していただいていることと思います。その際にお話した集計表の提出期限が近付いてまいりましたので、本日は改めて、提出をお願いするものです。

まず、5ページの「2 記録の記載要領」でございます。こちらには、8月の定例会で配付しておりますが、本日も、改めてその記載要領を別冊資料として添付させていただきました。

そして、その記載要領を参考に、3の(1)提出物である「2021年農業委員会活動記録簿」の資料作成とご提出をお願いします。提出する用紙は、念のため、資料別冊にも添付しておりますので、8月にお配りしたものと同じものでございます。どちらを使ってもかまいませんので、また使っていただいて来月の農業委員会の日までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、記録を集計していただく期間につきましては、基本的には令和3年4月から3月までの1年間としますが、昨年の説明を8月に行ったことから、4月から8月までの記録が不明の場合は無記入でかまいません。できれば1年分の提出をお願いします。

最後に、日々の活動の記録につきましては、令和4年度に入った4月以降も、このまま続けていただきますようお願いいたします。例年、この件は9月、昨年は8月の農業委員会にて説明をし、向こう1年分の活動を記録するための資料を配付するという流れを毎年繰り返しておりますが、昨今の国の動きとして、2022年版は、記録項目等の大幅な改定を行うと聞いておりますので、2022年版の記録にあたっては、来月の定例会にて、改めて時間を設けて説明させていただきたいと考えております。

この件については以上でございます。

続きまして、「2」の「愛知県農業会議令和3年度第3回臨時総会」につきましては、3月29日（火）に愛知県三の丸庁舎で開催されますが、こちらも主催者から、感染症予防のため出席者を役員などに制限したいとの通知がありましたので、本市は会長、事務局ともに欠席とした上、書面により議決権を行使することを主催者には報告してございます。

次に「3」の「配付物」ですが、今月は、のうねん3月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

次に、「4」の「次回予定」ですが、次回は、4月22日（金）の午後1時30分から、本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から定例会、それに合わせて研修会を開催する予定です。

研修会につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」というテーマで、事務局職員が説明を行う予定をしております。

また、通常は4月でありますと、農業委員会終了後に懇親会を開催しておりますが、来月につきましては、季節がら見合わせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。コロナウイルス感染症の状況などにより、定例会を規模縮小して行わなければならない状況となった場合には、延期させていただく予定です。事前の開催通知の内容を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時45分、議長は閉会を宣する。